◇公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二〇九号）

（厚生労働省）

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険等の一部を改正する法律（平成二五年法律第六三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二五年七月一とすることとした。

◇公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第二一〇号）（厚生労働省）

一　国民年金法施行令の一部改正関係

1　国民年金法附則第九条の四の二第二項の政令で定める法令

国民年金法（以下「法」という。）附則第九条の四の二第二項に定める時効消滅不整合期間を、老齢基礎年金等の受給資格期間に算入できる期間とみなして適用する法令を定めることとした。（第一四条の七関係）

2　法附則第九条の四の三第一項の政令で定める額

法第九条の四の三第一項に規定する特定保険料を納付する場合に加算する政令で定める額を定めることとした。（第一四条の九関係）

3　法附則第九条の四の三第五項に規定する特定保険料の納付手続等

法附則第九条の四の三第五項により政令で定めることとされている特定保険料の納付手続について、日本年金機構に特定保険料納付申込書を提出する等必要な事項を定めることとした。（第一四条の一〇関係）

4　法附則第九条の四の四の政令で定める法令

法附則第九条の四の四による特定保険料納付期限日までの間、時効消滅不整合期間を保険料納付済期間とみなして適用する法令を定めることとした。（第一四条の一一関係）

5　法附則第九条の四の六第一項又は第二項の政令で定める法令

法附則第九条の四の六第一項又は第二項による、不整合期間を保険料納付済期間であるものとして障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付を行う被用者年金各法その他の政令で定める法令及び当該給付を受けている者の不整合期間となった期間について保険料納付済期間とみなして適用する法令を定めることとした。（第一四条の一二及び第一四条の一三関係）

二　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部改正関係

不整合期間を有する者であって、当該期間を保険料納付済期間であるものとして社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の規定により支給する障害基礎年金等を受けているものについて、障害基礎年金等の額を維持するため必要な法の読替えを定めることとした。（第一〇一条の二関係）

三　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第九八条の政令で定める日を、平成二七年三月三一日と定めることとした。（附則第九八条関係）

四　特定保険料の納付手続について、平成二七年四月一日前においても、国民年金法施行令第一四条の一〇の規定の例により、特定保険料納付申込書の提出を行うことができることとした。（法附則第九条の四の三関係）

五　この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二五年七月一日）から施行することとした。ただし、四については、平成二七年二月一日から施行することとした。

法律

法律第六十八号

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律

御名御璽

平成二十五年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律をここに公布する。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十三条の改正規定を削る。

第二条中公職選挙法別表第一の改正規定を次のように改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十三条関係）

北海道

第一区　札幌市中央区、南区、西区

第二区　札幌市北区、東区

第三区　札幌市白石区、豊平区、清田区

第四区　札幌市手稲区、小樽市、北海道後志総合振興局管内

第五区　札幌市厚別区、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、北海道石狩振興局管内

第六区　旭川市、士別市、名寄市、富良野市、北海道上川総合振興局管内、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町

第七区　釧路市、根室市、北海道釧路総合振興局管内、北海道根室振興局管内

第八区　函館市、北斗市、北海道渡島総合振興局管内、北海道檜山振興局管内